

「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱  
(新型コロナウイルス感染症対応) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条</p> <p>都内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加傾向にあり、また、感染力の高い変異株の脅威に直面しており、令和3年4月23日付で緊急事態宣言の発令が決定された。</p> <p>緊急事態宣言の期間において更なる感染拡大を防止するためには、人流の一層の抑制が必要であり、イベント等の催物については、主催者等に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催することなどが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請されており、都内の商店街においてもイベントの中止又は縮小が避けられない状況となっている。</p> <p><u>さらに、令和3年5月7日には緊急事態宣言の延長が決定され、引き続き感染拡大防止の対策が必要な状況が続いている。</u></p> <p>このため、「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」(以下「地域連携要綱」という。)第4条ただし書以下に定める、イベント事業において使用実績のないものとして補助対象外としている経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず使用されなかった次に定める経費等について、補助対象経費として扱うため、本要綱を定める。</p> <p>第2条 (現行のとおり)</p> <p>第3条</p> <p>本要綱が適用される事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を決定した事業もしくは事業の一部を中止した次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 令和3年4月25日から令和3年5月<u>31</u>日までに予定している事業</p> <p>(2) 令和3年<u>6月1日</u>以降に予定している事業で、令和3年4月1日から令和3年<u>5月11日</u>の期間に発注、契約、または支払を行い経費が生じた事業</p> <p>第4条から第6条まで (現行のとおり)</p>	<p>第1条</p> <p>都内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加傾向にあり、また、感染力の高い変異株の脅威に直面しており、令和3年4月23日付で緊急事態宣言の発令が決定された。</p> <p>緊急事態宣言の期間において更なる感染拡大を防止するためには、人流の一層の抑制が必要であり、イベント等の催物については、主催者等に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催することなどが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請されており、都内の商店街においてもイベントの中止又は縮小が避けられない状況となっている。</p> <p>このため、「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」(以下「地域連携要綱」という。)第4条ただし書以下に定める、イベント事業において使用実績のないものとして補助対象外としている経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず使用されなかった次に定める経費等について、補助対象経費として扱うため、本要綱を定める。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条</p> <p>本要綱が適用される事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を決定した事業もしくは事業の一部を中止した次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 令和3年4月25日から令和3年5月11日までに予定している事業</p> <p>(2) 令和3年5月12日以降に予定している事業で、令和3年4月1日から令和3年4月24日の期間に発注、契約、または支払を行い経費が生じた事業</p> <p>第4条から第6条まで (略)</p>